

岐阜未来遺産事業インバウンド対応研修業務仕様書

1. 業務名

岐阜未来遺産事業インバウンド対応研修業務

2. 目的

岐阜県における持続可能な観光の先進的取り組みであり、世界から選ばれる旅先となることが期待できる地域・観光プログラム「NEXT GIFU HERITAGE～岐阜未来遺産～」に認定された恵那市岩村地域におけるインバウンド対応をする者の対応力向上を目的とする。

3. 業務期間

契約締結の日から令和7年2月21日まで

4. 業務内容

(1) 概要

インバウンド対応力向上のため必要な研修業務及びその他付随する一切の業務。なお、本業務の詳細は企画提案内容に基づき、本市と協議の上決定することとする。

(2) 詳細

ア 観光ガイドのための欧米豪のインバウンド対応研修を実施すること。

(ア) 受講対象者 岩村地域内で観光ガイド業務を行うもの、今後観光ガイドとして活動を希望する者

(イ) 実施回数 1回以上

(ウ) 開催場所 恵那市岩村町地内

(エ) その他 参加者の募集は、恵那市観光協会岩村支部にて行う。

イ 飲食店、小売店等が接客に必要な欧米豪のインバウンド対応研修を実施すること。

(ア) 受講対象者 岩村地域内の飲食店、小売店のほかインバウンド対応を行う事業者

(イ) 実施回数 1回以上

(ウ) 開催場所 恵那市岩村町地内

(エ) その他 参加者の募集は、恵那市観光協会岩村支部にて行う。

ウ 上記の他必要な研修を実施すること。

5. 組織体制等

本業務の効果的運営のため、事業責任者を置き、指示系統を明確にすること。

6. 業務の実効性確保

- (1) 本業務の実施に関して、恵那市の指示に誠意をもって適正に対応するとともに、業務の円滑な実施に努めること。
- (2) 受注者は企画提案内容に基づき、恵那市と綿密な打ち合わせ、進捗に応じてその都度必要な情報提供を行うなど、本業務を適正に執行すること。
- (3) 受注者は本事業の実施に当たり、適宜受注した事業を明示して行うこと。

7. 成果物

成果物は、期限内に次のものを提出すること。

- (1) 各種活動実績報告書、打ち合わせ資料、実施スケジュールを実施の都度、速やかに提出すること。
- (2) 事業終了後は、速やかに上記(1)をまとめた最終的な各活動実績報告書及び企画書を提出すること。
- (3) その他恵那市が必要とするもの

8. 守秘義務

- (1) 受注者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後も同様とする。
- (2) 受注者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、恵那市個人情報保護条例（平成16年10月25日恵那市条例第15号）を遵守しなければならない。